

令和 2 年度第 1 1 回

南国市農業委員会議事録

令和 3 年 2 月 8 日（月）

令和2年度第11回農業委員会議事録

日 時 令和3年2月8日（月） 午後1時30分～午後3時5分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出の件

（5）農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（4）使用貸借の合意解約通知の件

（5）非農地証明願いの件

（6）土地改良法第3条第2項の規定による申し出の件

出席者（農業委員 18名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
7 番 西井 一成	10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三
13 番 濱田 好典	14 番 鈴木 郁馬	15 番 濱田 章孝	16 番 垣内 育男
17 番 松岡 清	18 番 森尾 晴代	19 番 植野 永子	

欠席者（農業委員 1名）

6 番 北村 一弘

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1 番 西本 良平	2 番 岩原 英幸	5 番 金田 善充	6 番 門田 理博
7 番 利岡 邦彦	8 番 西岡 祐三	9 番 山本 修平	10 番 北原 章吾
11 番 山北 泰司	12 番 杉本 和繁	13 番 武内 俊暁	15 番 岡田 廣志
16 番 橋詰 昌明	17 番 井上 丈夫		

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

3 番 門田 俊一	4 番 笥 和幸	14 番 浜田 勉
-----------	----------	-----------

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

18 番 森尾 晴代	19 番 植野 永子
------------	------------

会長	それでは第11回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。6番の北村委員と推進委員では3番の門田委員、4番の笈委員から出ております。本日の議事録署名人ですが、18番の森尾委員、19番の植野委員にお願いをいたします。それと、今月の現地確認ですが、2月22日、月曜日13時に事務局集合でお願いします。15番の濱田委員、16番の垣内委員、かまいませんか。
垣内委員	その日は予定がありまして、すみません。
会長	それでは17番の松岡委員、お願いいたします。それと推進委員では14番の浜田委員は来てないので、また連絡をいたします。それでは本日の議案につきましては、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出の件になっております。ご審議をお願いいたします。それでは議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和3年2月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数6件、申請受理面積、田18,494㎡、畑95㎡、計18,589㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号66号です。譲受人は49歳。申請地は浜改田の畑95㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は23年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、らっきょうを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。66号については以上です。 受付番号67号です。譲受人は39歳。申請地は福船の田、5,450㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はニンニクを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。67号については以上です。 受付番号68号です。譲受人は77歳。申請地は久枝の田、1596㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は44年です。農作業には本人と妻と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、譲受人が借りてハウスを建て、ニラを作っていますが、取

得後も同様につくるとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。68号については以上です。

受付番号69号です。譲受人は60歳。申請地は国分の田、2筆で計951㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、条件不利地の土地以外はすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、今までと同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。69号については以上です。

受付番号70号です。譲受人は76歳。申請地は陣山と三島の田、10筆で計9,480㎡。売買による所有権移転で、これから農業経営を始めるため、農地を取得するというものです。譲受人の経営農地はありませんので、耕作計画書の提出があります。譲受人はトラクターなどを所有していないため、譲渡人から借りるとのことです。農作業歴は15年で、実家が農家で、以前は水稻を作っていたとのこと。農作業には本人と子が従事します。譲受人の取得面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。70号については以上です。

受付番号71号です。譲受人は53歳。申請地は前浜の田、1,017㎡。贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足しても5,000㎡未満になりますが、同時に利用権設定が申請されています。利用権設定については、議案書の17ページをご覧ください。17ページの292号と293号。こちらの2件になります。譲受人は、こちらの申請地についても以前から耕作しているとのこと。今回3条申請にあわせて、利用権設定を行うものです。こちらの面積の合計が2,260㎡あり、この面積を足すと5,000㎡を超えることから下限面積要件を満たすことになります。申請地は、譲受人が以前から耕作しており、取得後も引き続き水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上66号から71号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。

会長 事務局より説明がございましたが、この件についてご質問、ご意見ございませんか。
(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つぎに議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年2月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田635㎡、畑0、計635㎡。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。まずご準備いただきたい資料としまして、議案書に同封しておりました別紙位置図、そして本日配布しております当日配布資料、こちらをお手元をお願いいたします。そして本議案の関連案件としまして、当日提案という形で当日配布資料の1、2ページに議案第5号として載せております。この2件を同時に説明します。資料は飛び飛びになって申し訳ありませんが、まず別紙位置図をご覧ください。本件ですが、位置図に示しますように申請者が現在設置しております資材置き場、それに隣接する申請地を取り込み、事業地の拡張を行うものです。本件の申請地を確認した際に、位置図の灰色で塗っております既存の事業地内に転用許可時の計画とは異なる利用がされていることを確認しました。このため、まずは既設事業地の事業家計画の変更申請が必要となります。それが議案第5号になります。配布資料は1、2ページに載せています。つづいて配布資料3ページをご覧ください。3ページに載せておりますのが拡張後の利用計画です。ここで敷地内西側の丸で四か所囲んでいる箇所がございますが、こちらに現在仮設トイレ、小屋、見学会場が手続きされずに設置がされています。その現況写真は4ページに載せています。そこで今回重要となるのが、議案第2号の拡張申請をする前に、まず大元の変更を承認できるかの審議をお願いします。この変更承認をする際の委員会の判断しなければいけない基準というのを5ページに載せておりますので、ご確認ください。その基準、検討事項としまして1から6の項目がありまして、ひとつずつ説明、そして申請者からの申請内容をお伝えしていきます。まず、検討事項一番目に関しましては、これは目的とおりに造成がされていまして、農地に返らないのでここに関しては意見決定は不要と考えます。つづいて、二番目、許可目的の達成が困難になったことは転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるかどうかという点に関しましては、申請者よりこういった設置物を設置する際に手続きが必要という認識がなかったということで、口頭より回答を得ております。そして、三番目ですが、変更後の転用事業、これはこの設置物を設置することが変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性および必要性があると認められるかどうかという項目です。これに関しては、申請者より申請内容が出てますので読み上げます。まず、本件当初計画は工作物、設置物の設置はありませんでした。しかし、露天資材置き場として供用開始後に課題があり、その対策として設置した次

	第です。具体的には供用開始後に、以下の課題点が発生しました。一番としまして、雷雨時に作業員の緊急避難先がなく大変危険であったことから作業小屋を設置しました。二つ目に、露天の場合、機材の修繕用工具の格納場所がなく、盗難の恐れがでてきたので道具小屋を設置しました。そして、三番としまして夏場に鋼材の高温化により作業員が熱中症となり、体調不良等が生じたということで、こちらも緊急避難先の小屋を設置した理由となっております。そして、見学会場につきましては資材の視察等の訪問客に対しまして長時間露天で説明することは望ましくないということで設置されております。以上が申請者から申し立てがありました必要性および緊急性というところになります。つづきます。四番目です。こちら赤囲みしておりますが、変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるかどうか、具体的には今回のこういった設置物を設置することが農地転用許可だけではなく、開発許可等他法令の許認可見込みがあるかどうかという判断になります。これに関しては委員会のほうでは判断できませんので、当市の都市整備課のほうに照会しまして、回答を得ております。読み上げます。今回の申請地を令和3年1月27日に開発が完了した南の敷地内に、こちらが既存資材置き場ですね。南の敷地内に設置物を確認したため、申請者に対し相談事項と併行して設置物の取り扱いについても確認依頼をしているが、2月8日本日現在未回答であるということで、判断ができる状態ではないです、こちらは。つぎに五番目です。変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められるかどうか。この点に関しましては、許可時の造成計画と変更なく造成が完了されており、唯一利用方法が違うのが設置物の設置という点になります。排水計画に関しましても、特に許可時の計画との変更点は見られておりません。最後に六番、さきほどまでに申し上げた事項のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるかどうか、具体的には資金計画とかそういった基準になりますが、こちらに関しては既設になっておりますので、この点については特に審議する事項はないかと認められます。ここまで説明したものが委員会として検討しなければならない事項となっておりまして、最後に総合意見の決定をしなければなりません。ここでの総合意見のパターンとしましては、1 承認、もしくは2 不承認、3 判断できないの3通りが現実的には考えられると思います。まず議案第2号に先んじて本件の審議をよろしくお願いします。
会長	事務局より説明がありましたが、変更後にこういうことがあるということですが、県へ出すにもどのように出したらいいのか審議を願います。ご意見ございませんか。はい、池委員。
池委員	要は小屋を建てたりとか、そういうなかでよね、道具を置いちゃったら盗られるとか、

	そういうようなことやけど、元々ほんならここに置く前というか、置いた場合によね、ずっと常設にせんといかん理由はどいう理由ながやろうかね、一つは。ここは分からんでしょうけど、常設にせんといかん理由は分からんし、これ見たら普通の2トントラックとか、そういうもの後ろに載せたらどこへでも移動できるような物がほとんどながですよ。それをわざわざここへ持ってきてこうやって置くというのは、元々そういうものを置くつもりで作っちゅうわけやき、だから盗難の恐れがあるとかいう理由っていうのは、僕はないと思う。で、理由についてみると無理があるなあって思うて。だから、どこの鉄工所でもこれ見よつたら、これ鉄工関係の物ばかりやから大体、普通、元々そういう工場みたいな所があつてよね、そういう所からわざわざ持ってくるのが面倒なのかどうか分らんけど、やっぱりここへ来て作業して、そこへ持って帰るという作業をすればこういうことはいらんわけやからよね。ちょっとその理由にも無理があると僕は思います。
会長	当初の計画からいうたら外れちょら。ほんで、それをどうするのかということがメインになると思うがね。
池委員	まあ、いかんろ。
会長	ほかにございませんか。
濱田委員	結局無断転用じゃなくて違反転用でね。その時点でアウトよね。以上です。
会長	はい。ほかにございません？はい、平田委員さん。
平田委員	この会社、前月も出ちよつたわね。
会長	これ、いつ出ちよつたかね？
五十嵐主査	前月やったところは、この申請地の更に北側の所です。
平田委員	かなりいっぱいあるんで、あれやけど。これでいうたらいかんろうけど、ちゃんとルール通りにきて今までやりよつたけど、ここにきてこんな問題があつたらよね、そう簡単にはいかんと思うわ。
会長	今回の申請の件はあるしね。今までのことがあれば、これも今事務局のほうから、開発のほうからよ、未回答。会社から未回答という回答になっちゅうき。
平田委員	未回答では話にならん。
会長	いかんと思う。
平田委員	どうするかをやっぱり意見を述べちょかんとよね。考え方も述べちょかんと。こうやって置いたら勝ちみたいになっちゅうやか。
今井委員	あの、かまいません？
会長	はい。
今井委員	さっきからのお話聞きよつたら、結局ここへあとで建物を建てても良いという思いがあつたんじゃないかなと思うがですよ、結局。要は許可下りてやったらここへ何を持ってき

	てもえい、最初からこれを持ってきて盗難の恐れもある、今ね、熱中症の対策もあるって、そういう意見を入れてくださっちゃったら、もっとスムーズにいったがやないでしょうかね。やっぱり、これは会社側の考えが甘かったんじゃないでしょうか。別にこうやったらこれでかまんやないろうかという思いが、なんかヒシヒシと私個人的にはお話聞きよったら思うがですね。やっぱり私らの意見に沿ってじゃないというのはすごくあると思います。
会長	そうよね。ほかにございせんか。 (質問・意見なし)
会長	それでは順次やっていきたいと思いますが、4番の変更後の転用事業、その事業計画に沿って実施されることが確実に認められるという4番がありますが、これを認められるのか、認められないのか、県に出すにどちらかを決めたいと思いますが。
平田委員	すみません。一つでもひっかかったら、問題？
五十嵐主査	そしたら、総合意見を決定する前にこの資料の5ページをもう一回見ていただいてかまんでしょうか。で、この各項目に対して意見決定の理由というところも委員会で判断しなければなりませんので、ちょっとお手数かけますが、この2番、3番、4番、5番の項目それぞれ認められる、認められない、どちらにするかっていう所とその理由っていうのを委員の皆さまと一緒に今考えたいと思うんですが、よろしいでしょうか。まず、この2番の許可目的の達成が困難になったことが事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるかどうかという点はいかがでしょうか。
池委員	認められん。
今井委員	認められん。
会長	どうですか？
池委員	認められませんが、私は。
会長	認められないという意見が出ておりますが、その方向でかまいませんか？
今井委員	はい。
山本委員	はい。
五十嵐主査	認められない場合は、なぜかっていう理由まですみませんがお願いします。
池委員	言うたように、本来やったらここにこういうものを設置せんでも、特に小屋とかプレハブとか、そういう工具とかっていうもんを盗られるからとかっていうことやけども、そんなもんは大体普通車に積んで移動して作業現場に持ってきたら済むことやきよね、わざわざここへよね、建物とかプレハブみたいなものを置いてやる必要はない。
五十嵐主査	そしたら、池さんの意見としては最初の許可時点で想定されるべき内容やったんじゃないかと。

池委員	そうそう。
五十嵐主査	今の時点で変更を出すべき事項ではないんじゃないかっていう意見で、認められないということですか？
池委員	熱中症の件についてもそう。
五十嵐主査	それは、その事業者様の計画が甘い、ただそれだけという理由でここは認められないというような意見でよろしいですか？
田岡委員	確かにその理由が弱いのはあると思うんですけども、逆に行政としてここを否定してしまった時にですね、争われて勝てるくらいの理由付けで否定できるのかっていうところはよっぽど慎重にやらないといけないんじゃないかと思うので。今の状態ですと、当の転用者が否定してますのでね、悪意はなかったと。その状況じゃあ農業委員会として、それは嘘でしょってまで言い切れるか、ちょっとそこは疑問がありますかね。
会長	どうやら？はい、濱田委員。
濱田委員	意見書として出すんやったら、かまんじゃないでしょうかね。県にあげるわけやろ？
会長	うん、県。
濱田委員	ということは、ここの南国市の農業委員会の意見として出すんやから、あとは出して県が判断する、そういうことやないです？
会長	どうやら。
五十嵐主査	流れとしては濱田委員が言われる通りなんですが、その、田岡委員さんが言われることも、その何と言いますか、今の状態だけで重大な過失か故意かっていうところは。
池委員	例えば、それ全部除けてくれ言うたら、除けるわけ？一回この申請を、今あがってきちゅうやないですか、その前に今やってるものに関しては全部除けるわけ？
五十嵐主査	除けないです。
池委員	除けないでしょ。
五十嵐主査	本当やったら手続きがいることが、これは申請者の申し立て内容ですけど、手続きがいるっていうことを認識してなかったから、今の状況を後追いになりますけど承認していただきたいっていうことでの申請です。
池委員	ほんなら、後でどうとでもやれるっていう話よね？それが故意やなかったっていうふうなことになったらよね。資材置き場でやっちゃって、建物建てたって、別にそれが故意やなくて、あとで申請したらえいって思うがやったら、誰でも転用をそういう資材置き場みたいな平地で申請やっちゃって皆建てるわね、故意やなかったき。争うがやったら争うでも、ほら、それは司法の判断で決めてもらうたらえいことやきよ、こっちが負けるとか負けんとかっていうためにこの意見書は出すもんじゃないしよね。それはそれでいかんものはいかんと皆が思うがやったら、それでえいし。田岡さんみたいにいやいや、それはいか

	んよと、ちゃんとしたものがないきって言うがやったら委員さんの中でもそういう反対意見があると思うきよ、それはちゃんと多数決を皆で取ってやったらどうですか。
五十嵐主査	そうですね。池委員さんが言われいところはその通りだと思います。田岡委員さんが言われてたのが、何を以って委員会がこれを故意ですよと、重大な過失ですよっていう点なんですけども。
武市委員	要はほら、最初からこの変更届が出てくるようなことを最初の申請で出してきちよったら、それが通るか通らんかよね。
会長	そう。
武市委員	それが通るがやったら、ほら、知らざったきに今変更しますということで理屈は通るわね、むこうの。そこは小屋も建てますということで申請されちよったら、農地法でかまんがやったら、知らざったき今変更しますということを言うてきちゅうがやったら、許可下ろさんというわけにはいかんわね。
会長	その最初の申請の時に、やはり、こういうこと、ここ置きますよと出してきちよって、我々が協議して承認しちゅうかしちゃあせんか、そら分からんけど。そこまで戻ってこんといかなりやせんろうかね。武市委員が言うたように、やっぱりそれが思う。ほんで、未回答はどこへ出すようになっちよった？
武市委員	4番のやろ？
会長	4番よ。会社が未回答で、どこの課？
五十嵐主査	都市整備課です。
会長	都市整備課か。
武市委員	その変更するということよりも未回答というところが一番やっぱりネックになるがじゃないかと思うがですわ。
会長	そう。
武市委員	許可下ろさんというのは、未回答では許可が出ないということで一番理屈は通るわね。変更が、ほんでさっきも言うたけど、最初からそういう計画で来ちよって、それが通るがやったら、知らんかったき今変更という理屈が通るきよ。問題にするがやったら4番よ。そう思う。
会長	ほかにご意見ございませんか。
西井委員	これ 300 m ² 以上ですから、県のネットワーク機構ですね。あそこがどういう判断をしているか聞きたいと思いますね。
会長	県が？
西井委員	県のネットワーク機構。
会長	ただ、これをやっちゃかんと今回の申請も前へ進まなね。そうやろ？

五十嵐主査	はい。
武市委員	それから、その4番の許可のケジメがないうちに、この新しい計画は承認できんと。そういうことで撥ねたらよくない？前回の変更が、ちゃんとした申請が出来てきて、それを検討した結果、かまんになってから今回出てきた案件をもう一回出してくれと。
会長	そういう意見が出ておりますが、そうしますか？うちの農業委員会としては。 (意見なし)
会長	それでは、資料5ページ、順次いきましょうか。1番は認められると思うがね。これはオッケーやろ。で、2番よ。許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものとでないと認められるか、認められないかということですが、認められないになったわね？それでは3番。変更後の転用事業が変更前の事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるということですが、これどうしましょう。
平田委員	これは小屋の件？
池委員	緊急性は認められんと思う。
会長	認められる？
平田委員	暑いき建てたってことやろ？
田岡委員	ちょっと確認なんですけど、ここでいう緊急性っていうのはどれくらいの、つまり将来に備えて予め転用許可だけ取っちゃこうっていうのはダメだと、具体的に今から事業やるから今申請しますっていうくらいの意味での緊急性なのか、はたまた一般的な意味での緊急性なのか、どうなんでしょうね。
会長	事務局分かる？
五十嵐主査	先に述べられたほうですね。今この計画に対してさっき申し上げたように申請理由で、今設置している件に対してこういう課題があったから緊急で設置しましたっていう後付けの理由ですけど、そういう意味での緊急性です。処理基準の中でもどこまでの緊急性かっていうところまでは触れられてはなかったんですけども、県と打ち合わせをした段階ではその今の計画に対して、将来的にいらないものだったら認めませんよ、今こう言う事情でいるんだったら認めますよっていう目線での緊急性ということです。
田岡委員	ありがとうございます。
平田委員	ある一定の緊急性はあるわね。
会長	まあね。
武市委員	そら、トイレもいるろう。長いことあったらいるろう。
平田委員	すみません。元に戻るけど、ちょっとだけ。この最新の許可が出たときに小屋とか事務所とかトイレとか、そういうもんがなぜ出てないわけやろうかね。

会長	それ計画なかったろ。
五十嵐主査	そこまでは分かりません。露天であくまで使うということです。
平田委員	置くというだけの話？
五十嵐主査	はい。
平田委員	それで通っちゅうわけよね。
会長	置くやなしに、転用するという許可だけであつて。
平田委員	建物建てるのかいうのは。
会長	建てるのは出てないろ。
五十嵐主査	出てなくて、これを最初に許可した時が、〇〇とか〇〇の資材を集約して置きますって いうだけのものではたので。
平田委員	じゃあ、必要なかったんじゃ。
五十嵐主査	その許可時点では、そうだったのかもしれない。
武市委員	そんなに客がよけ来るとは思わざつたらうかね、善意でいうたらね。
平田委員	困つたね。
武市委員	集めて広くしたところ、お客さんも来だしたと。全体を整備するに機械も色々いって、 雨に打たれて困ると。まあ、むこうの後付けの理由やけどね。
垣内委員	最初の計画が甘かったということよね。
武市委員	来ると思わざつたと言われたら、そうかやと。
会長	もし、ほんで、五十嵐、事務局。もし、こういうのでやりたいので許可をお願いします 言うて事務局のほうに出してきたらどう？そういう場合はどう？
五十嵐主査	もし、最初にこれで来たら、この設置物、農地転用上は必要だったら問題ないっていう 意見ですけど、他法令の規制っていうのが引っかかってくるので、それがどうだったかと いうことは分かりません。で、そこも含めて都市整備課に照会してたんですけども、未回 答っていう状況です。
垣内委員	そしたら、これ、そっちから来たら農地やき転用するときに作業小屋の設置はいきませ んよと。これ後からやってこっちが許可してきたら、むこうが下ろすみたいなの、そんなこ ともあるわけ？逆に言うと。
五十嵐主査	いろんな法律の規制があるので、確かにその順序が変わったら必要な手続きっていうの も変わってくる可能性はあると思います。
垣内委員	縦割りでよくありがちやけど、あそこが下ろしちゅうきうちも下ろすみたいなの。そんな ことがあつてみたいなの、無理くりこういうふうに許可下ろすみたいなのイメージも受けるが やけど。そんなことはないがですか？
五十嵐主査	まあ、あの、そうですね。縦割りやからというよりは、それを防ぐためにこうして他法

	令の規制っていうのを確認して、農地転用の許可基準だけじゃなくて、違う法令で無理だったら無理ですよっていうようなやり方ではやってますね。
垣内委員	ここでいう緊急っていうのは、あれですよ。その作業小屋であるとか、避難場所とか、トイレが緊急やったので許可をもらう前にやりましたよと。それが妥当であるか妥当でないかという判断をなささいということでしょ。じゃないの？そうでしょ？
五十嵐主査	そうです。
垣内委員	自分の意見としては、2番は知らなかったということで逆に認められる。ただ、3番は池委員さんが言いよったように、本当にそこに保管場所があるのかえと。トラックでも持って帰れるやんかっていうたら認められんのかなというように思うたがですけど。まあトイレとかは別にして。それはね、どうしても人が来たら。
武市委員	いうたら、4番だけ認められないにしてよ、あとは認めるでかまんわえ。緊急性もあるろう、そりゃ。4番だけは確実にきてないがやき。これは認められないでいくと思うきよ。総合意見もほんで不承認と。
会長	ほんなら、そうしますか。うちの農業委員会としたら認められないと、4番。ほんで、最後に総合意見になるけど、承認か不承認か判断できないという三つになるが、どうしましょう。
武市委員	他法令が整ってないき不承認でかまんじゃない。
会長	不承認？もう、ほんなら県へこういうことで出してかまいませんか？ (意見なし)
会長	ほんなら事務局えいかね。納得した。
五十嵐主査	委員会の意見をどうしようかなと。さっき、垣内委員さんが言われよったところの話ですけど。例えば、こんなのどうしようかみたいな提案になりますけど、2番目の重大な過失かどうかっていうのはちょっと分からないので、ここは認められるとしても、その3番の必要性っていうところに関しては、今ここで申請書に書かれてる内容だけでは本当に必要性、緊急性があるかどうかは委員会としては判断できないっていうような意味合いになるんじゃないかなって思ったんですけど、どうでしょう。
池委員	いや、まあいいよ。僕は認められんがやない、必要性とか緊急性は。だから、見学会やるにしてもレンタルハウス借りてきてポンと建てたらえいわけやし、レンタルハウスやなくて何言うかね。その時にいっぱい来てトイレっていうたら仮設のトイレをその時だけ借りてきてやったらいいわけやきよね、緊急性も必要性もないやんか。常時そうやって置かないかんっていう。
五十嵐主査	3番の項目で認められるとはならない？
池委員	ならないと。だから僕は2番にあたってもいうたら知らぬ存ぜぬで通るがかえっていう

高芝副会長	話。それは僕は通らんと思う。重大なと言われたら、それは重大じゃないかもしれん。 まあ、ほんで要するに総合評価で不承認で、あとは県に委ねると。県が承認するかも分らんし、そこらへんは分からん。
武市委員	要は、確実なのは、4番だけは確実に来てないきね。これだけは不承認でかまんがよ。 認められないで。あとのところは曖昧なきよ、認められるでも分からないでもかまんけんど。4番を頭に立てて総合意見は不承認でいったらどうかということ。
高芝副会長 会長	うちとしては、判断はしかねると。県へ委ねると。 県がどう思うかはあれやけど、うちは今日意見が出たき。提案いたします。さきほど検討しました1番、2番、3番、5番、6番は、いながらこれでおくと。ほんで、4番は認められないということと総合意見では不承認ということで皆さん方のご意見を、議事録出しておりますので、それを総合して県へ出しますので、それでいきたいと思いますが、かまいませんかね。
会長 五十嵐主査	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように、ほんなら事務局お願いいたします。
	はい、ありがとうございます。そうしましたら、引き続きになりますが、さきほどの結果は出ましたけれども、議案第2号で申請が出されている以上説明が必要になりますので行います。議案書の5ページになります。申請地は岡豊町八幡の田、635㎡。売買による所有権移転で、資材置き場への転用です。譲受人は、さきほどの議案第5号の事業地を本件により拡張するものです。資材置き場の現況写真を配布資料6ページに載せております。拡張理由につきましては写真のとおり、資材が想定以上に高く積み上げられている状態になっており、落雷等の危険性もあり、また資材の搬出入をし易くするため、配置等をさきほど議案第5号で説明しました土地利用計画図のとおり利用したいとのことです。配布資料の3ページにお戻りください。配置に関しましては、さきほどご確認いただいた図のとおりとなります。排水に関しては、申請地の敷地北西の角にあります集水桝から西側の笠ノ川への排水で、途中南国市の所有水路を経由して排水する計画です。それでは、つづいて7ページお願いします。本件に対する基準の確認になります。まず7ページには立地基準を載せております。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地に区分されます。目的が既存事業地の拡張のため、他の非農地および第3種農地などでは目的達成が困難かと思われますので、立地基準に関しては満たしているものと思われます。つづきまして8ページの一般基準です。転用の確実性につきましては、1番の資力は事務局のほうで確認済みです。そして、3番の他法令および5番の一体利用地の利用見込みについては議案第5号、さきほど審議しました結果を取り入れることとなります。つぎに周辺営農への影響については、1番の日照通風への悪影響はなしと現地確認で

	判断をいただいております。2番の排水計画については、現在当市の建設課で手続き中を確認しております。そして3番、隣接する農地の所有者からの同意は取得されております。以上で説明を終わりますが、先ほどの結果を踏まえて、本件に対する意見の決定をお願いいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	意見ございませんか？
武市委員	5条の案件、これも通らんやない。
会長	え？
武市委員	さっきのがで不承認になったろ。
会長	うん。それはほんで県に任すき。それが決定せんといかん。
武市委員	3番の他法令の許可見込みっていうのがも分かってないわね。さっきのがも他法令の許可見込みが分からんにつけて、それで理由にして許可しないやき、ほら。元になる最初のが変更が認めんというがやきよ、その計画が元になって今回のが出てきちゅうわけやきよ。元がいかなかったら、その上乘せのもんもいかんじゃない。
会長	事務局、そういうことで進めれる？
五十嵐主査	はい、じゃあ確認ですけども、さきほど言われた他法令の許認可見込みで3番の項目と5番の一体利用地の利用できる見込みが、先ほどの結果で認められないからこれに関しても厳しいということ。
平田委員	いかんじゃなくて保留やね。
五十嵐主査	保留？
池委員	今の段階で判断できんろ。
五十嵐主査	判断できないという回答でいいですかね。
会長	本日はね。
池委員	これからちゃんと正式にできたら。
武市委員	一階の家が建ってないのに、二階は建てれんろ。
会長	そうそう。
五十嵐主査	そうしましたら、この議案2号は委員会として受付から決められた日数で高知県知事に送付しないといけないので、今回の保留っていうので次月の総会に持ち越すっていう流れはちょっと厳しいんですよ。なので、さきほど池さんの話ですと、保留というか、そもそもこれは判断できないっていうような委員会の意見として送ってかまいませんか。
会長	そういうことで送りたいんですが。かまいませんか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長	それでは、つづきまして議案第３号へ移りたいと思います。議案第３号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和３年２月８日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明の前に、それぞれ関連委員さんがおりますので、順次退席を願いたいと思います。受付番号２６３号、垣内委員さん。こつちを先に審議しますので、よろしく。 (１６番 垣内委員 退室)
会長	事務局お願いします。
藤田次長	議案第３号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書１１ページの２６３号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件を付して、農地を借ります。申請地は岡豊町小籠の田で、１年の賃借権を設定して水稻等を作るというものです。賃料は１０ａあたり１０,０００円を口座振込するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (１６番 垣内委員 入室)
会長	つぎに受付番号２６６から２７０号と２８３号と２８４号について、高芝副会長、退室をお願いします。 (高芝副会長 退室)
会長	はい、事務局説明をお願いします。
藤田次長	２６６号から２７０号まで説明します。借人は７０歳。申請地は久礼田の田で、５年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、２７０号は１０ａあたり１０,０００円を口座振込しますが、それ以外は１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。次に、１５ページの２８３号と２８４号です。申請地は久礼田の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり１０,０００円を口座振込するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)

会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (高芝副会長 入室)
会長	つぎに２７４号と２８７号。池委員さん、退席を願います。 (２番 池委員 退室)
会長	はい、事務局説明をお願いします。
藤田次長	１２ページの２７４号です。借人は５６歳。申請地は下島と前浜の田で、５年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、４筆で米１８０kgを物納するというものです。次に１６ページの２８７号です。申請地は前浜の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (２番 池委員 入室)
会長	つぎに受付番号２７５号と２７６号。武市委員さん、お願いします。 (１０番 武市委員 退室)
会長	はい、事務局。
藤田次長	１３ページの２７５号と２７６号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は大埞と篠原の田で、３年１１か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、２７５号は５,０００円を現金で支払い、２７６号は米３０kgを物納するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (１０番 武市委員 入室)

会長	つぎに受付番号２８６号、鈴木委員さん、退席を願います。 (１４番 鈴木委員 退室)
会長	はい、事務局説明をお願いします。
藤田次長	１５ページの２８６号です。借人は５３歳。申請地は東崎の田で、５年の賃借権を更新して甘藷等を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米１２０kg相当の金額を現金で支払うものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。これについてご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (１４番 鈴木委員 入室)
会長	残りの議案を、事務局お願いします。
藤田次長	７ページに戻ります。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料も併せてご覧ください。２５５号です。当日配布資料は９ページになります。申請地は岡豊町吉田の田で、３年の賃借権を設定するものです。賃料は、１０ａあたり１０,０００円を口座振込するものです。 ２５６号です。資料は１０ページになります。申請地は岡豊町小籠の田で、５年の使用賃借権を設定するものです。 つぎに２５７号です。資料は１１ページになります。申請地は西山の田で、５年の使用賃借権を更新するものです。 ２５８号です。申請地は西山の田で、５年の使用賃借権を更新するものです。 ２５９号です。申請地は西山の田で、５年の使用賃借権を更新するものです。 ２６０号です。資料は１２ページになります。申請地は久枝の田で、５年の使用賃借権を更新するものです。 ２６１号です。資料は１３ページになります。申請地は左右山の田で、５年の使用賃借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業になります。 つぎに１０ページの２６２号です。こちらは農地売買等事業により、農業公社が担い手に売り渡すものです。譲受人は６５歳。申請地は里改田の田で、経営面積と価格については議案書のとおりです。取得後は水稻を作るということです。 つぎに１１ページの２６４号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件を付して、農地を借ります。申請地は篠原の田で、１

年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を口座振込するという事です。借人には経営農地がありませんので、耕作計画書が提出されています。それによると、申請地を借りて耕作していた方が経営基盤を強化するために、個人から法人へ経営を移すという計画です。そのため、現在の利用権設定は解約して、新たに法人として契約をするものです。解約については、合意解約通知が提出されており、報告案件として議案書に載せています。議案書の 26 ページの 45 号になります。こちらの賃借人が法人の取締役役に就任して、法人で農業経営をするということです。なお、申請地以外の個人で経営していた農地もこれから順次法人経営にしていく予定とのことです。264 号については以上になります。

議案書の 11 ページに戻ります。265 号です。借人は農地所有適格法人で、申請地は植田の田で、5 年の賃借権を設定してショウガを作るというものです。賃料は、10a あたり 50,000 円を口座振込するというものです。

12 ページの 271 号です。借人は 66 歳。申請地は植田の田で、5 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg を物納するというものです。

272 号です。借人は 44 歳。申請地は稲生の田で、5 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、2 筆で米 60 kg を物納するものです。

273 号です。借人は 75 歳。申請地は岡豊町小籠の田で、5 年の賃借権を設定してショウガを作るというものです。賃料は、10a あたり 60,000 円を現金で支払うものです。なお、借人はこれまで南国市外で営農しており、市内には経営農地がなかったため、耕作計画書を提出していただいております。

13 ページの 277 号です。借人は 34 歳。申請地は物部の田で、3 年の賃借権を設定してオクラを作るというものです。賃料は、総額 20,000 円を現金で支払うというものです。

278 号です。申請地は堀ノ内の田で、10 年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、6 筆で米 60 kg を物納するというものです。

279 号です。借人は 41 歳。申請地は片山の田で、10 年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg 相当の金額を現金で支払うものです。

280 号です。借人は 27 歳。申請地は下野田の田で、1 年の賃借権を設定してオクラを作るというものです。賃料は、総額 15,000 円を現金で支払うというものです。

281 号です。借人は 72 歳。申請地は稲生の田で、3 年の賃借権を更新してコスモスとひまわりを作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。

282 号です。借人は 38 歳。申請地は里改田の田で、5 年の賃借権を更新して水稻を

	作るというものです。賃料は、10a あたり 1,000 円を口座振込するというものです。 285号です。借人は69歳。申請地は蔵福寺島の田で、5年の賃借権を更新して水稻とキャベツを作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 つぎに16ページの288号です。借人は69歳。申請地は田村の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、総額 10,000 円を現金で支払うというものです。 289号です。借人は57歳。申請地は福船の田で、6年の賃借権を更新して水稻とニラを作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を口座振込するというものです。 290号です。借人は78歳。申請地は立田の田で、10年の賃借権を更新して水稻とナスを作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 291号です。借人は41歳。申請地は片山の田で、10年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10a あたり米 60 kg相当の金額を現金で支払うというものです。 次に292号と293号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は53歳。申請地は前浜の田で、いずれも3年の使用賃借権を設定して、水稻を作るというものです。 294号です。借人は69歳。申請地は堀ノ内と蔵福寺島の田で、5年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。 295号です。借人は61歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の使用賃借権を設定してレタスとニンニクを作るというものです。以上、255号から295号まで従事日数など、基盤法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局から説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。はい、池委員さん。
池委員	めんどくさい事聞きますけど、282号ですけど。里改田道ノ裏、里改田の。この田んぼってどの辺ながです？県道沿い？
会長	岡田君。
岡田推進委員	JA 三和支所の四つ辻から南へ、三和の小学校へ行く所。あれの、昔に川があったが、あれの北。
池委員	あれの北側？
岡田推進委員	今の新しい道路よりも東になる。
池委員	新しい道路よりも東？
岡田推進委員	東。それで、旧の小学校と道との間。

池委員	ああ、分かりました。はいはい、了解です。
会長	はい、他に。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして、議案第4号、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出について、下記のとおり受理しましたので同法施行令第1条の3第2項の規定により承認してよろしいか審議を願います。令和3年2月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件、申請受理面積、田4,873㎡、畑0、計4,873㎡。事務局説明の前に中村副会長と池委員の退席をお願いします。 (中村副会長、2番 池委員 退室)
会長	はい、事務局お願いします。
五十嵐主査	議案第4号を説明します。これは、国営ほ場整備事業、土地改良事業の参加資格に係るものです。議案書は20ページになります。まず、土地改良事業の参加資格というものは、利用権などで貸し付けをしている農地については、通常その耕作者が参加資格を持つことになります。そのような農地で、耕作者に代わり所有者が参加資格を得るには、本件の申し出を行い、農業委員会が承認することで資格を有します。昨年4月の定例総会では、市内15団地の申し出325件を一括で承認しましたが、本件は個別で申し出があったものです。詳細は20ページのとおりです。所有者および耕作者は記載のとおりで、平成28年1月から利用権設定をしている下島の田、6筆が対象となります。繰り返しになりますが、現在の資格は耕作者にあります。しかし、土地所有者として土地改良事業に参加したいとの理由で申し出がされております。なお、本申し出が借人である耕作者の同意の上行われていること、また、所有者を事業に参加させることが土地改良法の目的に照らして問題ないと農地整備課で確認しています。承認してよいか、ご審議をお願いします。それと併せまして、議案外報告の説明もさせていただきたいです。議案書の32ページをお願いします。この議案外報告の分に関しては、さきほどとは逆の話となります。昨年4月の定例総会で承認し、参加資格が所有者にうつった農地について、再度所有者から耕作者に資格をうつす手続きとなります。これにつきましては、委員会の承認が必要なものでなく、申し出がされた時点で参加資格が交替されます。委員会は速やかにその公告を行うことが土地改良法で決められておりますので、現在はずでに公告済みとなり、こういった議案外報告という形で委員の皆さまの目に入ることとなります。こちらについては以上です。4号の審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

会長	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取扱いをいたします。
会長	(中村副会長、2番 池委員 退室) 以上で、議案審議を終わります。
	その他事項 (1) 農地法第3条個別案件、下限面積の例外規定の検討 (午後3時5分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和3年4月8日

会 長

武市 豪雄

議事録署名委員

森尾 晴代

議事録署名委員

植野 永子